

川西薩地区任意合併協議会 第3回会議

資 料

日時 平成14年11月18日(月) 午後1時30分から
場所 川内市 おおとり荘

川西薩地区任意合併協議会

川西薩地区任意合併協議会 第3回会議

日時：平成14年11月18日(月) 午後1時30分から 場所：おおとり荘(川内市)

会 次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - 議案第 8号 (仮称)川西薩地区法定合併協議会規約(案)について
 - 議案第 9号 (仮称)川西薩地区法定合併協議会平成14年度事業計画(案)について
 - 議案第10号 (仮称)川西薩地区法定合併協議会平成14年度歳入歳出予算(案)について
 - 議案第11号 事務事業一元化調整方針(案)について
 - 議案第12号 新市まちづくり計画の策定方針(案)について
- 4 協議事項
 - (1) 川西薩地区任意合併協議会の解散及び決算方法(案)について
 - (2) (仮称)川西薩地区法定合併協議会委員の学識経験を有する者の取り扱いについて
 - (3) (仮称)川西薩地区法定合併協議会まちづくりフォーラム委員の取り扱いについて
- 5 報告事項
 - ・事務の進捗状況について
- 6 その他
 - ・次回協議会の開催について
- 7 閉会

出席者名簿

協議会委員

区 分	職名	氏 名	備 考
川 内 市	市 長	森 卓朗	
	助 役	岩切 秀雄	
	議 長	原口 博文	
	議会市町村合併対策特別委員会委員長	今別府 哲矢	
串木野市	市 長	富永 茂穂	
	助 役	上醉尾 巧	
	議 長	福田 清宏	
	副議長	下迫田 良信	
樋 脇 町	町 長	黒瀬 一郎	
	助 役	宮脇 秀隆	
	議 長	野久尾正徳	
	副議長	帯田 博美	
入 来 町	町 長	福元 忠一	
	助 役	石塚 政揮	
	議 長	山本 佐敏	
	副議長	上野 一誠	
東 郷 町	町 長	森 蘭 正堂	
	助 役	寺師 勉	
	議 長	渡辺 一徹	
	副議長	北迫 茂	
祁答院町	町 長	今村 松男	
	助 役	平田 陽一	
	議 長	瀬尾 和敬	
	副議長	肥後 耕作	
里 村	村 長	塩田 至	
	助 役	鷺山 和平	
	議 長	岸 悞	
	副議長	平嶺 道夫	
上 甑 村	村 長	藏元 欽一郎	
	助 役	長濱 秀徳	
	議 長	村尾 幸生	
	副議長	大良 影夫	
下 甑 村	村長職務代理者	春田 正親	欠 席
	助 役	春田 正親	欠 席
	議 長	江口 是彦	欠 席
	副議長	町 弘道	欠 席
鹿 島 村	村 長	尾崎 嗣徳	
	助 役	中野 捷	
	議 長	塩釜 三郎	
	議 員	橋野 利邦	

顧問

鹿 児 島 県	総務部地方課長	高山 大作	欠 席
	総務部地方課 市町村合併推進室長	西中須浩一	欠 席
	川内総務事務所長	馬場 英俊	

事務局

事務局職名	氏名	所属市町村名
事務局長	田中 良二	川内市
事務局次長	南竹 一敏	串木野市
事務局次長	川野 眞司	川内市
総務広報班長	森園 一春	入来町
総務広報班員	村岡 斎哲	里 村
総務広報班員	井手上和洋	祁答院町
総務広報班員	橋口 堅	川内市
調整第1班長	棚町 健治	串木野市
調整第1班員	平 利朗	樋脇町
調整第1班員	上須田敏秋	鹿島村
調整第2班長	奥平 幸己	東郷町
調整第2班員	大毛 昭徳	下甌村
調整第2班員	田代 健一	川内市
計画班長	古川 英利	川内市
計画班員	江口 洋	上甌村
計画班員	久徳 和久	串木野市

議案第 8 号

(仮称) 川西薩地区法定合併協議会規約 (案) について

(仮称) 川西薩地区法定合併協議会規約について別紙のとおり承認を求める。

平成 1 4 年 1 1 月 1 8 日提出

川西薩地区任意合併協議会
会長 森 卓 朗

(仮称)川西薩地区法定合併協議会規約 (案)

(設置)

第1条 川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村及び鹿島村(以下「関係市町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 この協議会は、(仮称)川西薩地区法定合併協議会と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 この協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係市町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 関係市町村の合併に必要な調査研究
- (4) 前3号に掲げるもののほか、関係市町村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、川内市神田町3番22号川内市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員を含む。以下同じ。)をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長3名は、関係市町村の首長及び議長が協議により、次条第1項各号に掲げる委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員等)

第7条 委員は次の者(前条第1項の規定により会長に選任された者を除く。)をもって充てる。

- (1) 関係市町村の首長及び助役(川内市にあっては、総務部の事務を所管する助役をいう。)。ただし、助役が欠けた場合は、関係市町村の職員のうち当該首長が指名した者1名
- (2) 関係市町村の議会の議長及び関係市町村の議員のうち当該議長が指名した者1名
- (3) 関係市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者18名以内

2 協議会の支援及び助言を行うため、協議会に顧問を置くことができる。

3 顧問は、関係市町村の首長が協議して定めた者をもって充てる。

4 委員及び顧問は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長のうちあらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長を務める。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて関係市町村の関係職員又は県職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(市町村長調整会)

第12条 会議に付議する事項のうち会長が必要と認める事項その他の事項を協議又は調整するため、協議会に関係市町村の首長で構成する市町村長調整会を置く。

2 市町村長調整会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(小委員会)

第13条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第14条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、関係市町村の首長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担等)

第16条 協議会の運営に必要な経費は、関係市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の経費は、原則として均等に負担するものとするが、必要に応じて世帯割によることができる。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(監査)

第17条 協議会の監査は、会長、副会長の属する関係市町村以外の関係市町村の監査委員の中から2名、会長が選任し、委嘱するものとする。この場合において、監査委員は、監査の結果を協議会に報告しなければならない。

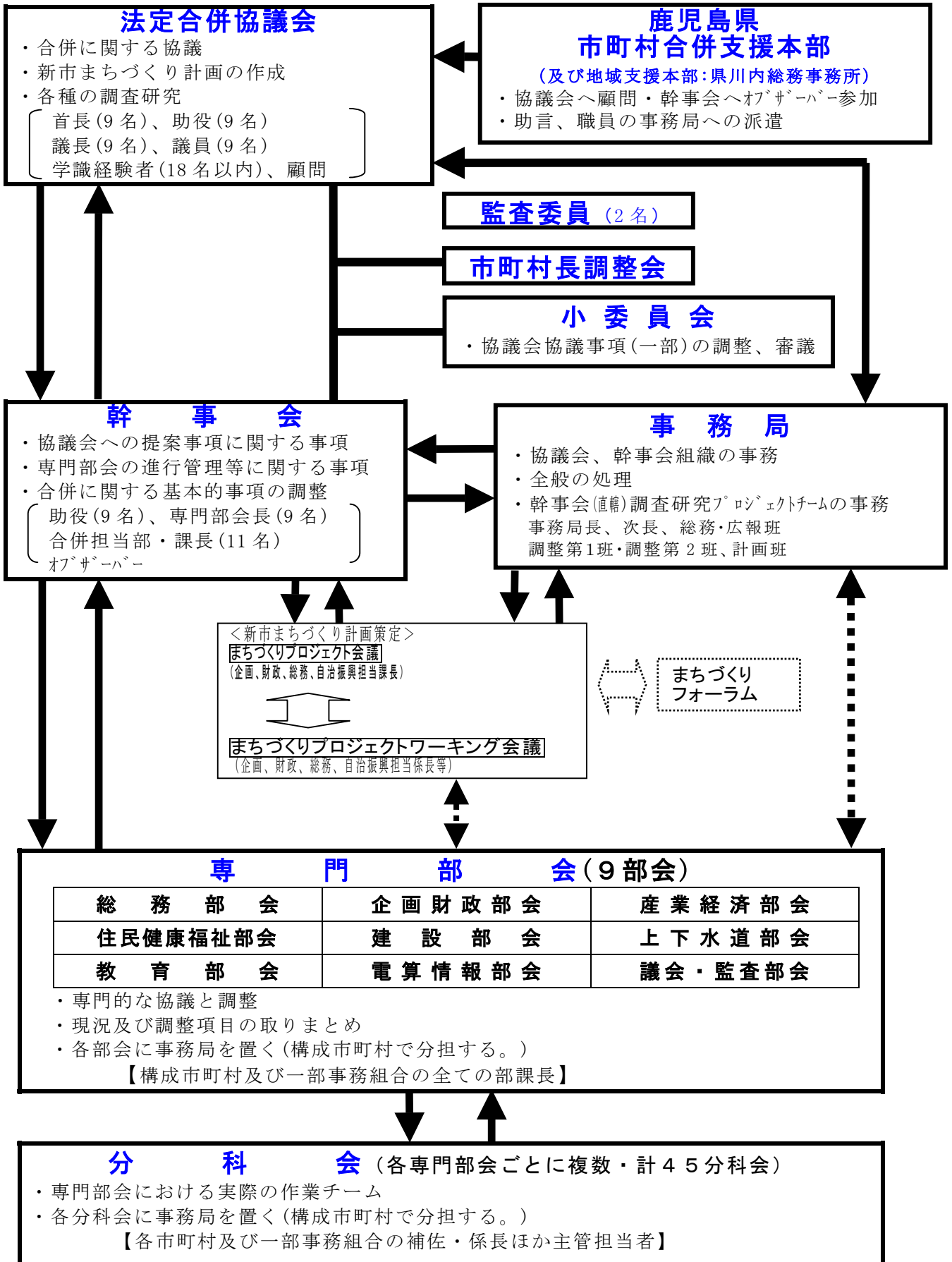
(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成14年12月25日から施行する。

(仮称)川西薩地区法定合併協議会組織図(案)



議案第 9 号

(仮称) 川西薩地区法定合併協議会平成 1 4 年度事業計画 (案) について

(仮称) 川西薩地区法定合併協議会平成 1 4 年度事業計画について別紙のとおり承認を求める。

平成 1 4 年 1 1 月 1 8 日提出

川西薩地区任意合併協議会
会長 森 卓 朗

(仮称)川西薩地区法定合併協議会 平成14年度事業計画(案)

時期	協議会会議	その他の業務
12月	<p>法定協議会規約施行(12/25 予定)</p> <p>○法定協議会設置会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約の確認 ・会長、副会長選任 <p>第1回会議(12/25 予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱状の交付 ・会議運営規程について事前協議 ・監査委員の選任について事前協議 ・平成14年度事業計画(案) 予算(案) 	<p>任意協議会解散(12/25 予定)</p>
1月	<p>第2回会議(1/14 予定)</p> <p>※新市名称候補選定小委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業一元化調整方針(案) ・新市まちづくり計画の策定方針(案) 	<p>(1/9 第1回幹事会予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会各専門部会・分科会の発足 ・事務事業一元化に係る調整個表(比較表)の作成 ・電算現況調査の分析 ・「プロジェクト会議」設置 ・「プロジェクトワーキング会議」設置 ・「まちづくりフォーラム」設置 ・県事業の調整 ・実施計画事業の調整 <p>※新市名称候補選定小委員会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「協議会だより」第1号発行
2月	<p>第3回会議(2/13 予定)</p> <p>※新市名称公募方法等の承認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各規程の報告 <p>幹事会規程、専門部会規程、事務局規程、財務規程、委員等の報酬及び費用弁償に関する規程、会議録等閲覧に関する要綱等</p>	<p>(2/6 第2回幹事会予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業一元化に係る調整項目分類の検討 ・「プロジェクト会議」開催 ・「プロジェクトワーキング会議」開催 ・「まちづくりフォーラム」開催 ・県事業の調整 ・実施計画事業の調整 ・各種団体への説明 <p>・「協議会だより」第2号発行</p> <p>(2/27 第3回幹事会予定)</p>
3月	<p>第4回会議(3/27 予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度事業計画(案) ・平成15年度予算(案) ・合併協定項目(項目名及び項目数)(案)の提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業一元化に係る調整項目のすり合わせ着手 ・「プロジェクト会議」開催 ・「プロジェクトワーキング会議」開催 ・「まちづくりフォーラム」開催 ・県事業の調整 ・実施計画事業の調整 <p>・「協議会だより」第3号発行</p>

議案第10号

(仮称)川西薩地区法定合併協議会平成14年度歳入歳出予算(案)について

(仮称)川西薩地区法定合併協議会平成14年度歳入歳出予算について別紙のとおり承認を求める。

平成14年11月18日提出

川西薩地区任意合併協議会
会長 森 卓朗

歳入の部

(単位：千円)

科目			予算額	節		説明
款	項	目		区分	金額	
1	負担金		23,449			
	1	負担金	23,449			
		1 負担金	23,449	1 構成市町村負担金	23,449	内訳は下表参照
2	繰越金		0			
	1	繰越金	0			
		1 繰越金	0			
3	諸収入		0			
	1	諸収入	0			
		1 預金利子	0			
		2 諸収入	0			
	計		23,449		23,449	

構成市町村負担金の算出根拠

(単位：円)

市町村	世帯数	割合	負担金			備考
			世帯割分	均等割分	総額	
川内市	28,619	56.7%	1,003,000	2,409,000	3,412,000	
串木野市	10,138	20.1%	355,000	2,409,000	2,764,000	
樋脇町	3,087	6.1%	108,000	2,409,000	2,517,000	
入来町	2,491	4.9%	87,000	2,409,000	2,496,000	
東郷町	2,324	4.6%	81,000	2,409,000	2,490,000	
祁答院町	1,772	3.5%	62,000	2,409,000	2,471,000	
里村	623	1.2%	22,000	2,409,000	2,431,000	
上甕村	974	1.9%	34,000	2,409,000	2,443,000	
鹿島村	447	0.9%	16,000	2,409,000	2,425,000	
計	50,475	100.0%	1,768,000	21,681,000	23,449,000	

※世帯割分：協議会だより発行の事業費相当額

※国庫補助金

合併準備補助金：構成する各市町村につきそれぞれ、500万円を上限とする定額補助(1回限りの補助)

※県補助金

合併協議会運営費等補助金：法定又は任意の合併協議会の運営費等の一部について助成
(補助限度額：3年間で1市町村あたり上限250万円、補助率1/4以内)

歳出の部

(単位：千円)

科目			予算額	節		説明
款	項	目		区分	金額	
1	運営費		8,475			
	1	会議運営費	3,730			
		1 協議会会議費	2,716	報酬	375	協議会委員報酬 (学識経験者)
				旅費	563	協議会委員費用弁償 (学識経験者)
				需用費	114	会議時お茶代
				委託料	1,160	会議録作成委託
				使用料及び賃借料	504	会場使用料
		2 幹事会会議費	426	需用費	48	会議時お茶代
				使用料及び賃借料	378	会場使用料
		3 小委員会会議費	588	報酬	167	新市名称選定小委員会委員報酬
				旅費	287	新市名称選定小委員会委員費用弁償
				需用費	29	会議時お茶代
				使用料及び賃借料	105	会場使用料
	2	事務局費	4,745			
		1 事務局運営費	4,745	報酬	21	監査委員報酬
				賃金	793	臨時職員
				旅費	152	事務打合せ旅費
				需用費	2,230	コピーカウンター料 消耗品、封筒印刷、燃料費
				役務費	190	通信運搬費
				使用料及び賃借料	1,359	フローア・OA機器賃借料
2	事業費		14,874			
	1	まちづくり計画費	9,210			
		1 まちづくり計画策定事業費	9,210	委託料	9,210	新市まちづくり計画策定業務委託
	2	事務事業調整費	3,000			
		1 事務事業調整事業費	3,000	委託料	3,000	電算統合システム調査業務委託
	3	広報広聴費	2,664			
		1 広報広聴事業費	2,664	委託料	2,664	ホームページ開設運用委託 協議会だより作成委託
3	予備費		100			
	1	予備費	100			
		1 予備費	100	予備費	100	
		計	23,449			

議案第 1 1 号

事務事業一元化調整方針（案）について

事務事業一元化調整方針を別紙のとおり定める。

平成 1 4 年 1 1 月 1 8 日提出

川西薩地区任意合併協議会
会長 森 卓 朗

事務事業一元化調整方針（案）

1. 調整の目的

川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村及び鹿島村（以下「関係市町村」という。）のそれぞれの行政は、これまでの長い歴史の中で構築、運営されてきており、行政のサービスや負担水準が異なっている。

仮に合併するとした場合、これを新しい市の行政サービスや負担の水準に統一する必要があるため、現在実施している事務事業・制度等を比較し、住民生活に及ぼす影響などの検討を行い、一本化するための調整案を協議する。

この場合、合併のメリットについては生かし、デメリットについては解消を図る視点が大切である。

2. 基本的な事項

調整が必要な項目の協議にあたっては、これまでの関係市町村のまちづくりの歩みを尊重するとともに、地方分権が進むなかで、今後、行政はどのようにあるべきかの視点に立ち、下記の事項を踏まえ、新市での速やかな融合一本化の促進と新たなまちづくりに結びつけていくものである。

- (1) 関係市町村のこれまでのまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併後も現行どおり存続させるものと一元化を図るもの及び廃止するものを区分する。その中で、一元化を図るものについては、統合するものと再編するものを区分する。（内容によっては、経過措置をとる場合もある。）
- (2) 一元化を図るもの及び廃止するものについては、合併時から実施するものと合併後一定期間をおいて実施するものに区分する。

3. 事務事業の調整方針

事務事業を調整するにあたっては、下記の基本的な方針に基づき調整するものとする。

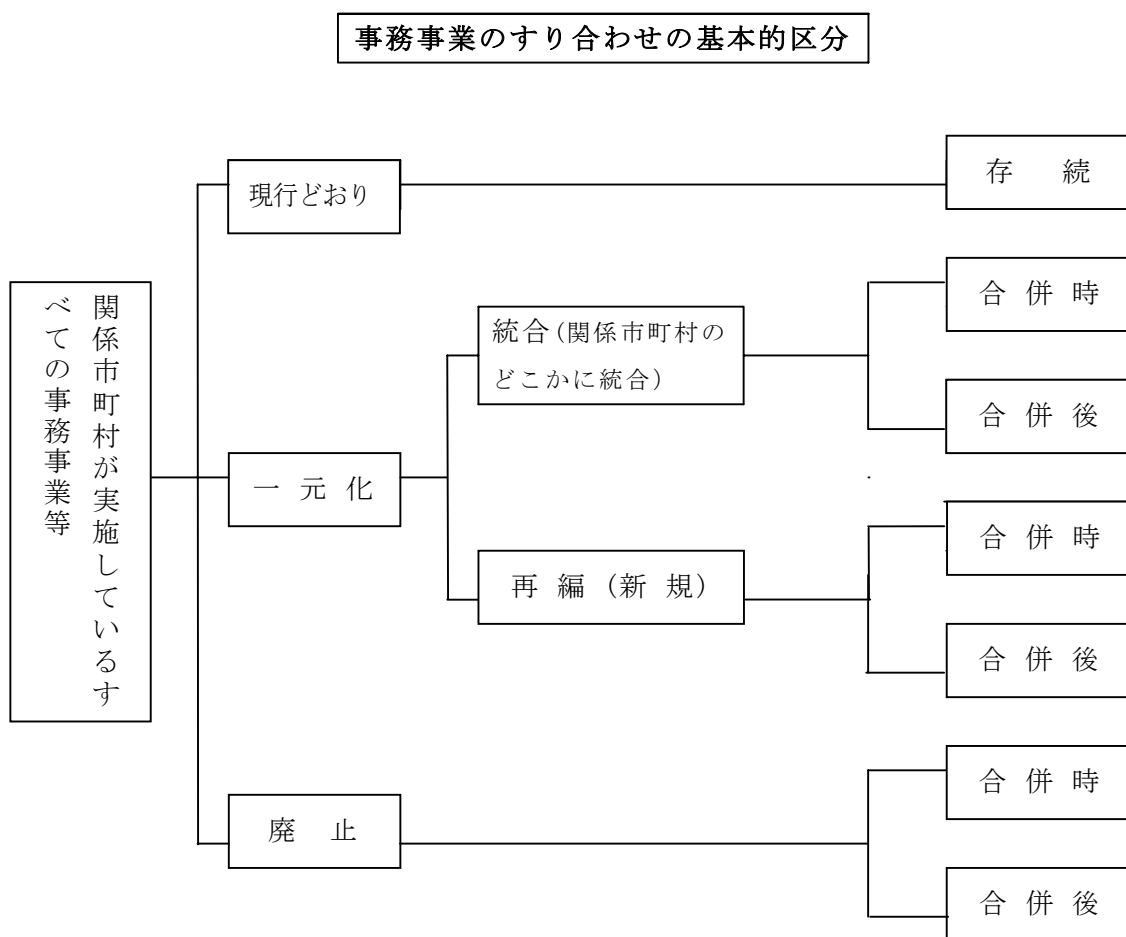
【合併協定項目協議の原則】

- (1) 住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。(一体性確保の原則)
住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用など住民生活に係る事項については、住民生活に混乱をきたさないよう、速やかな一体的統一処理の確保に努めるものとする。
- (2) 行政サービス及び住民福祉の向上に努める。(住民福祉の向上の原則)
現在、関係市町村で行っている各種行政サービスについて、そのサービスの水準に差異のあるものについては、必要なサービスの水準を低下させることなく住民福祉の向上が図られることを原則に調整に努めるものとする。
- (3) 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。(負担公平の原則)
地方税や手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとする。
- (4) 新市において健全な財政運営に努める。(健全な財政運営の原則)
新市の財源確保、効率的な財政運営に努め、地方分権に対応できる健全な財政運営の確立に努めるものとする。
- (5) 行政改革の観点から、事務事業の見直しに努めるものとする。(行政改革推進の原則)
現在及び今後の社会情勢変化の見通しも踏まえ「スクラップアンドビルド」の視点に立って既定計画事業も含めた事務事業の見直しに努め行政改革を推進する。
- (6) 新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。(適正規模準拠の原則)
関係市町村が合併した場合、人口や面積等が拡大し、これに見合った自治体の運営が必要となるため、類似都市の状況も考慮しつつ事務事業の調整に努めるものとする。
- (7) 公共的団体などの一本化に努める。
商工会議所、観光協会など公共的団体の一本化に努めるものとする。

4. 調整方針の分類

- ① 関係市町村同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。
- ② 関係市町村のどれかに統合し、合併時までに調整する。
- ③ 関係市町村のどれかを基本に再編し、合併時までに調整する。(新規も含む。)
- ④ 廃止の方向で調整する。
- ⑤ 新市に移行後、速やかに調整する。

*経過措置をとる場合を含むものとする。



議案第12号

新市まちづくり計画策定の方針（案）について

「市町村の合併の特例に関する法律」（以下「合併特例法」という。）により、合併協議会において作成することとされている市町村建設計画については、別紙のとおり、策定方針を定める。

なお、川西薩地区任意合併協議会においては、合併特例法上の「市町村建設計画」を「新市まちづくり計画」と称する。

平成14年11月18日提出

川西薩地区任意合併協議会
会長 森 卓 朗

【参考】市町村の合併の特例に関する法律

（市町村建設計画の作成及び変更）

第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

一 合併市町村の建設の基本方針

二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

三 公共的施設の統合整備に関する事項

四 合併市町村の財政計画

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

【計画期間事例】

鹿嶋市	平成7年9月1日合併	5年間
あきる野市	平成7年9月1日合併	5年間
篠山市	平成11年4月1日合併	10年間
新潟市	平成13年1月1日合併	10年間
西東京市	平成13年1月21日合併	10年間
潮来市	平成13年4月1日合併	10年間
さいたま市	平成13年5月1日合併	5年間

新市まちづくり計画策定方針（案）

1. 計画の趣旨

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村及び鹿島村（以下「関係市町村」という。）の合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画を実現することにより、関係市町村の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものである。

2. 計画の構成

本計画は新市を建設していくための基本方針及びこれを実現するための基本計画、実施計画、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。

3. 計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後、概ね 10 年程度の期間について定めるものとする。

4. 計画の内容

- (1) 新市の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。
- (2) 基本方針を実現するための基本計画並びに実施計画は、各地域の課題を把握し、その特性を活かしながら、ハード、ソフトの両面にわたり効果的な事業の展開を図っていくものとする。
- (3) 公共的施設の統合整備については、関係市町村の住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとする。
- (4) 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとする。
- (5) 本計画の検討に際しては、住民意向を十分に踏まえるとともに、合併の効果の最大活用及び合併に伴う懸念事項への適切な対応に、十分留意して策定するものとする。
- (6) 関係市町村で地方自治法の規定（第 2 条第 4 項）に基づき策定されている基本構想（総合計画・総合開発計画・総合振興計画等）は、今日までの各市町村のまちづくりの方向性を示すものであるため、合併後に向けても特色のある地域づくりや事業の継続性等を考慮し、本計画は、その整合性を確保するものとする。

新市まちづくり計画の策定体制（案）

1. 組織

(1) まちづくりプロジェクト会議

- ①構成 企画、財政、総務、自治振興担当課長
- ②業務 基本方針、基本計画、実施計画の各素案の取りまとめを行う。
- ③成果 新市まちづくり計画（原案）

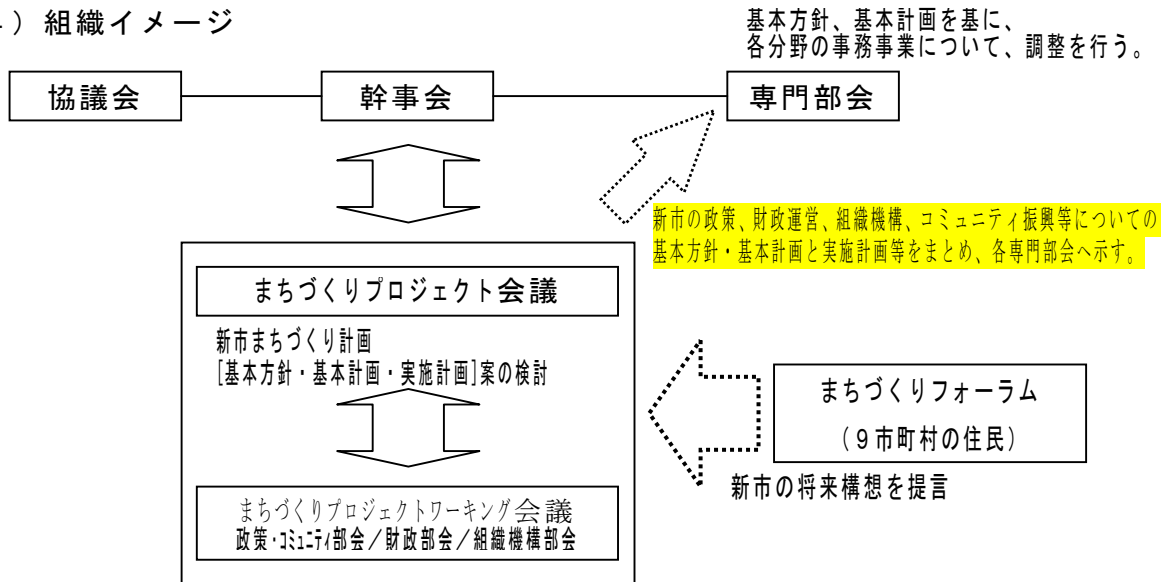
(2) まちづくりプロジェクトワーキング会議

- ①構成 企画、財政、総務、自治振興担当係長等
- ②業務
 - ・任意合併協議会プロジェクトチームの活動成果を基に、（事務一元化協議前に）主要事業、財政計画、組織機構、コミュニティ政策等の基本的方向を示す。
 - ・基本方針及び基本計画、実施計画の素案策定を行う。
 - ・作業部会として、「政策・コミュニティ部会」、「財政部会」、「組織機構部会」を設置する。
- ③成果 新市まちづくり計画（素案）

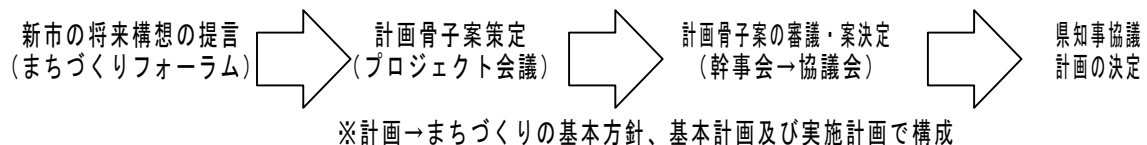
(3) まちづくりフォーラム

- ①目的 協議会で「新市のまちづくり」を検討するにあたり、住民参画の一環として新市の将来の姿を検討していただくために設置する。
- ②構成 各市町村から5名以内ずつ選出された、住民代表（45名以内）
- ③業務 協議会に対して、新市のまちづくりの「将来構想」等について提言を行う。
- ④成果 「新市将来構想」提言

(4) 組織イメージ



(5) 新市まちづくり計画策定手順



協議事項

(1) 川西薩地区任意合併協議会の解散及び決算方法（案）について

川西薩地区任意合併協議会の解散及び決算方法

- 1 川西薩地区任意合併協議会は、（仮称）川西薩地区法定合併協議会の設置当日をもって、出納の決算・監査を除く任意合併協議会のすべての活動を停止し、規約を廃止し、解散する。
- 2 川西薩地区任意合併協議会の収支については、川西薩地区任意合併協議会会長であった者がこれを決算し、監査委員の監査を受けることとする。
- 3 決算・監査の報告については速やかに決算・監査報告書を任意合併協議会委員であった者に通知することとする。
- 4 任意合併協議会の決算剰余金については、構成市町村負担金の算定方法に準じて市町村ごとに算定し、返還することとする。

協議事項

(2) (仮称)川西薩地区法定合併協議会委員の学識経験を有する者の取り扱いについて

(仮称)川西薩地区法定合併協議会規約(案)第7条第1項第3号の規定による委員は、関係市町村がそれぞれ1名から2名を推薦することとする。

(参考：(仮称)川西薩地区法定合併協議会規約)

第7条 委員は次の者（前条第1項の規定により会長及び副会長に選任された者を除く。）をもって充てる。

- (1) 関係市町村の首長及び助役（川内市にあっては、総務部の事務を所管する助役をいう。）。ただし、助役が欠けた場合は、関係市町村の職員のうち当該首長が指名した者1名
- (2) 関係市町村の議会の議長及び関係市町村の議員のうち当該議長が指名した者1名
- (3) 関係市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者18名以内
・・・略・・・

協議事項

(3) (仮称)川西薩地区法定合併協議会まちづくりフォーラム委員の取り扱いについて

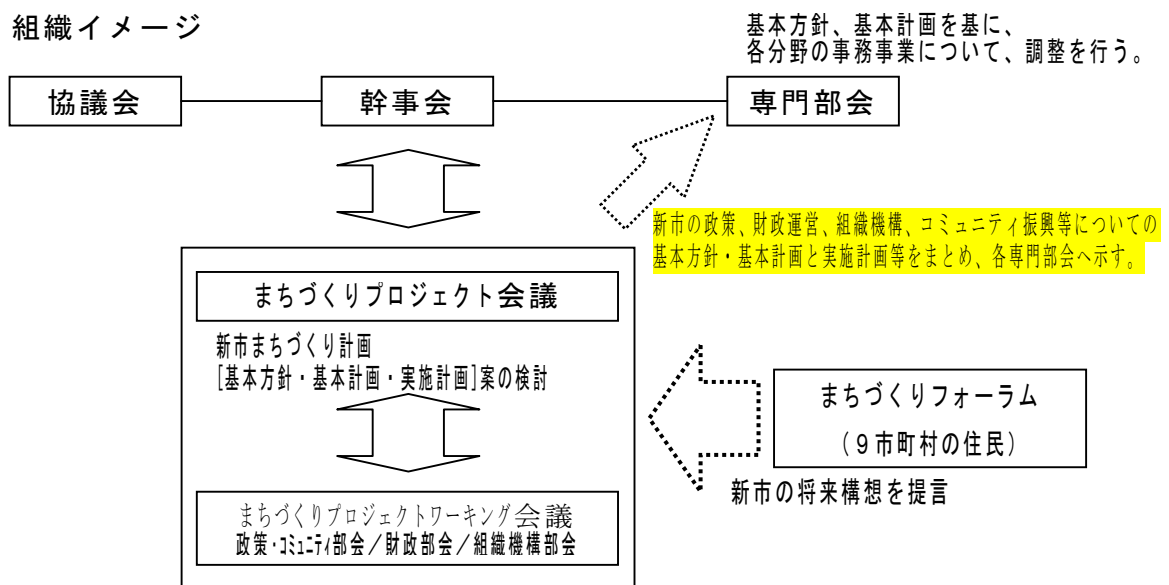
(仮称)川西薩地区法定合併協議会まちづくりフォーラム委員は、関係市町村がその年齢層、専門分野、女性の登用等を考慮して、それぞれ1名から5名を推薦することとする。

(参考)新市まちづくり計画の策定体制(案)より抜粋

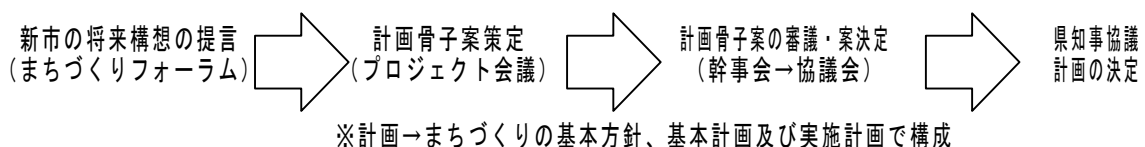
1. まちづくりフォーラムの概要

- ①目的 協議会で「新市のまちづくり」を検討するにあたり、住民参画の一環として新市の将来の姿を検討していただくために設置する。
- ②構成 各市町村から5名以内ずつ選出された、住民代表(45名以内)
- ③業務 協議会に対して、新市のまちづくりの「将来構想」等について提言を行う。
- ④成果 「新市将来構想」提言

2. 組織イメージ



3. 新市まちづくり計画策定手順



報告事項

・事務の進捗状況について

項目	進捗状況
協議会だより	第2回協議会及びの第3回協議会の内容を協議会だよりとして12月上旬に各市町村へ発送予定。
ホームページ	11月7日公開。随時更新予定。
議事録作成	12月上旬、各市町村に2部発送予定。
合併講演会	12月15日(日)13:30～ 会場シーサイドガーデンさのさ(串木野市)において開催予定。 講師は、兵庫県篠山市まちづくり推進課長 森本 繁 氏
事務事業一元化関係 (調整第1班・第2班)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月8日事務事業一元化に関する業務委託を株式会社ぎょうせいと契約し、事業を着手。 ・ 10月28日電算・情報システムに関する業務委託を(株)鹿児島頭脳センターと契約し、現況調査に着手。 ・ 各市町村及び一部事務組合において、事務事業現況調査(個表)の入力作業中。
新市まちづくり計画 策定準備 (計画班)	<p>調査研究プロジェクトチームによる、政策研究等の作業を実施。</p> <p>①新市まちづくり事業チーム 10月11日以降3回の会議を開催 ②財政計画チーム 10月15日以降3回の会議を開催 ③コミュニティ政策チーム 10月16日以降3回の会議を開催 ④組織機構チーム 10月31日以降2回の会議を開催</p>

任意協議会の開催日程

会議名	日程	会場	出席者
第3回幹事会	12月19日(木) 午後1時30分～	川内市 (市庁舎6F大会議室)	幹事…助役 各専門部会長 各合併担当部課長 県オブザーバー
第4回協議会	12月25日(水) 午後1時30分～	川内市 (太陽パレス)	委員…首長、助役 議長、議員 県顧問

(参考) 法定協議会の開催日程 (案)

会議名	日程	会場	出席者
第1回協議会	12月25日(水) 午後3時～	川内市 (太陽パレス)	①委員…首長、助役 議長、議員 学識経験者 県顧問
第1回幹事会	1月9日(木) 午後1時30分～	川内市 (市庁舎6F大会議室)	②幹事…助役 各専門部会長 各合併担当部課長 県オブザーバー
第2回協議会	1月14日(火) 午後1時30分～	串木野市 (シーサイドガーデンさのさ)	上記①と同じ
“(予備)”	1月16日(木) 午後1時30分～	串木野市 (シーサイドガーデンさのさ)	上記①と同じ
第2回幹事会	2月6日(木) 午後1時30分～	川内市 (市民会館第1会議室)	上記②と同じ
第3回協議会	2月13日(木) 午後1時30分～	川内市 (太陽パレス)	上記①と同じ
“(予備)”	2月19日(水) 午後1時30分～	川内市 (太陽パレス)	上記①と同じ
第3回幹事会	2月27日(木) 午後1時30分～	川内市 (市庁舎6F大会議室)	上記②と同じ
第4回協議会	3月27日(木) 午後1時30分～	串木野市 (シーサイドガーデンさのさ)	上記①と同じ
“(予備)”	3月28日(金) 午後1時30分～	串木野市 (シーサイドガーデンさのさ)	上記①と同じ